

# ◆◆ リポソーマー及びセレソープシステムの保険適用 ◆◆

出典：社会保険研究所「医科診療報酬点数表」[平成20年4月版]

処置（一般処置）J039 血漿交換療法（1日につき） 4, 200点

注 血漿交換療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。

多発性骨髄腫、マクログロブリン血症、劇症肝炎、薬物中毒、重症筋無力症、悪性関節リウマチ、**全身性エリテマトーデス**、血栓性血小板減少性紫斑病、重度血液型不適合妊娠、術後肝不全、急性肝不全、多発性硬化症、慢性炎症性脱髄性多発根神経炎、ギラン・バレー症候群、天疱瘡、類天疱瘡、**巣状系球体硬化症**、溶血性尿毒症症候群、**家族性高コレステロール血症**、**閉塞性動脈硬化症**若しくはインヒビターを有する血友病の患者又はA B O血液型不適合間若しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植の患者に対して、遠心分離法等により血漿と血漿以外とを分離し、二重濾過法、血漿吸着法等により有害物質等を除去する療法(血漿浄化法)を行った場合に算定できるものであり、必ずしも血漿補充を要しない。

## ◇ 家族性高コレステロール血症（F H）

当該療法の対象となる**家族性高コレステロール血症**については、次のいずれかに該当する者のうち、黄色腫を伴い、負荷心電図及び血管撮影により冠状動脈硬化が明らかな場合であり、維持療法としての当該療法の実施回数は週1回を限度として算定する。（**外来治療可**）

ア 空腹時定常状態の血清総コレステロール値が500mg/dLを超えるホモ接合体の者

イ 血清コレステロール値が食事療法下の定常状態（体重や血漿アルブミンを維持できる状態）において400mg/dLを超えるヘテロ接合体で薬物療法を行っても血清コレステロール値が250mg/dL以下に下がらない者

## ◇ 閉塞性動脈硬化症（A S O）

当該療法の対象となる**閉塞性動脈硬化症**については、次のいずれにも該当する者に限り、当該療法の実施回数は、一連につき3月間に限って10回を限度として算定する。（**外来治療可**）

ア フォンテイン分類Ⅱ度以上の症状を呈する者

イ 薬物療法で血中総コレステロール値220mg/dL又はLDLコレステロール値140mg/dL以下に下がらない高コレステロール血症の者

ウ 膝窩動脈以下の閉塞又は広範な閉塞部位を有する等外科的治療が困難で、かつ従来の薬物療法では十分な効果を得られない者

## ◇ 巣状系球体硬化症（F G S）

当該療法の対象となる**巣状系球体硬化症**は、従来の薬物療法では効果が得られず、ネフローゼ状態を継続し、血清コレステロール値が250mg/dL下に下がらない場合であり、当該療法の実施回数は、一連につき3月間に限って12回を限度として算定する。（**外来治療可**）

## ◇ 全身性エリテマトーデス（S L E）

当該療法の対象となる**全身性エリテマトーデス**については、次のいずれにも該当する者に限り、当該療法の実施回数は、月4回を限度として算定する。なお、測定した血清補体価、補体蛋白の値又は抗DNA抗体の値を診療録に記載する。（**外来治療可**）

ア 都道府県知事によって特定疾患医療受給者と認められた者

イ 血清補体価（CH50）の値が20単位以下、補体蛋白（C3）の値が40mg/dL以下及び抗DNA抗体の値が著しく高く、ステロイド療法が無効又は臨床的に不適當な者

ウ 急速進行性糸球体腎炎（R P G N）又は中枢神経性ループス（C N Sループス）と診断された者

なお、本療法を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に一連の当該療法の初回実施日及び初回からの通算実施回数（当該月に実施されたものも含む。）を記載すること。

製造販売元

株式会社 **カネカ**

大阪市北区中之島3-2-4 〒530-8288 ☎(06)6226-5256

販売元

株式会社 **カネカメディックス**

東京事業所 東京都品川区東品川12-5-8(天王洲パークサイドビル) 〒140-0002 ☎(03)5461-3080  
大阪事業所 大阪市北区中之島3-2-4(朝日新聞ビル) 〒530-0005 ☎(06)6226-4505  
札幌営業所 札幌市中央区南2条東1-1-14(住友生命札幌中央ビル) 〒060-0052 ☎(011)222-9501  
名古屋営業所 名古屋市中村区名駅3-15-1(名古屋ダイヤビル2号館) 〒450-0002 ☎(052)561-4555  
福岡営業所 福岡市中央区舞鶴2-1-10(ORE福岡赤坂ビル) 〒810-0073 ☎(092)761-2341  
URL: <http://www.kaneka-med.jp/>